

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 74 回）
2. 日 時	平成 31 年 1 月 10 日（木）午前 10 時 ～ 午前 10 時 50 分
3. 議 案	<p>1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正への対応としての「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」の作成について</p> <p>2. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正に伴う「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q&A」の更新について</p> <p>3. 会員の「疑わしい取引の届出」に関する参考事例の共有について</p> <p>4. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）の一部改正への対応としての「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」（以下「実務上の取扱い」という。）の作成について</p> <p>事務局より、平成 30 年 11 月 30 日に公表された犯収法施行規則の一部改正に関するパブリックコメントの結果を反映させた「実務上の取扱い」の事務局修正案及び意見照会結果について説明が行われた。</p> <p>主査より、「実務上の取扱い」は本 WG 開催後に主査及び事務局にて一定の修正を加えたうえで完成させることについてご一任いただきたい旨を諮ったところ、特段の意見はなく了承された。</p> <p>2. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正に伴う「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q&A」（以下「犯収法 Q&A」という。）の更新について</p> <p>事務局より、「犯収法 Q&A」の事務局修正案について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。「犯収法 Q&A」は本 WG 終了後、意見照会を実施することとなった。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来犯収法 Q&A には個人番号カードの表面に臓器提供意思確認欄があり、マスキングするなどの措置が必要である旨の記載があるが、運転免許証の裏面にも同様の記入欄がある。オンラインで完結する本人確認方法を導入した場合、顧客から加工処理することができない専用ソフトを通じて画像情報をお送りいただく一方、業者サイドでは顧客から送られてきた画像を加工処理が可能なソフトにより当該情報をマスキングしたうえで保存することとなるのか。 <p>→前回の犯収法 Q&A 改正時に、他業界で臓器提供の意思確認に関する記載が含まれているにもかかわらず黒塗り等の措置を講じないまま保存していることが問題となった事例があり、当該事例に照らすと、証券業界にとっても当該情報を取得する必要がないことから、保管することは望ましくない情報として位置付けた。</p>

	<p>しかし、今回のオンラインで完結する本人確認では、運転免許証の裏面も確認することが義務付けられているため、当該情報をマスキングするなどの加工処理をしたうえで保存することが法令改正の趣旨に適うのかどうか、今後関係省庁へ確認したい。(事務局)</p> <p>3. 会員の「疑わしい取引の届出」に関する参考事例の共有について</p> <p>事務局より、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例」について、各社の最近の事例等を踏まえ、意見交換が行われた。本WG開催後、意見照会を実施することとなった。</p> <p>4. その他</p> <p>特になし。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>5. その他</p>	<p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>